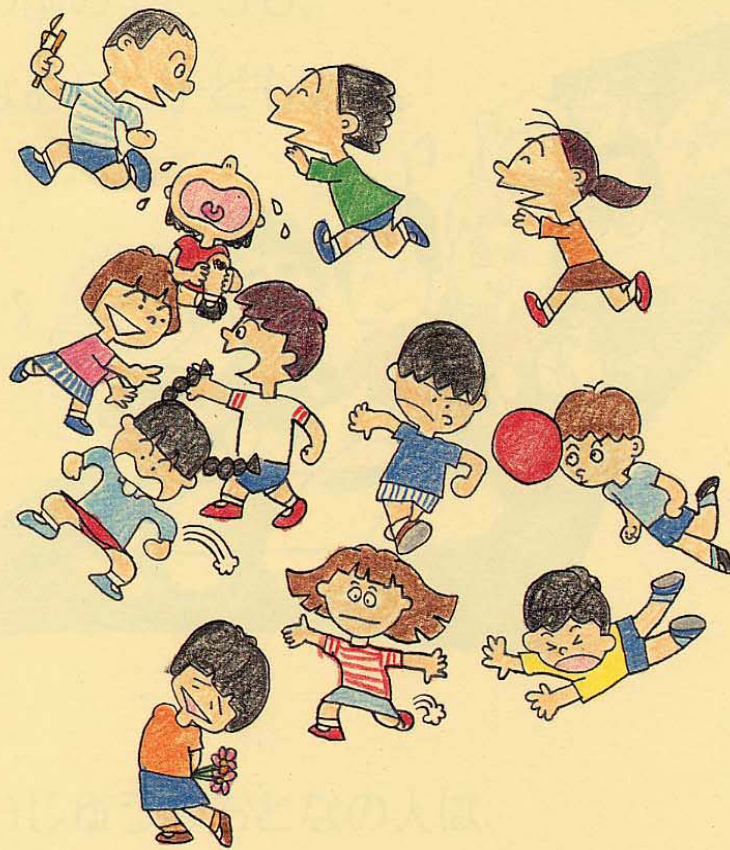


「児童の権利に関する条約」学習用パンフレット（幼児・保護者）

子どものけんりじょうやく



「じどう（子ども）のけんりじょうやく」は、あなたたちがしあわせにくらせるように、せかいのみんなできめたきまりです。

おとこの子も、おんなの子も、
どこの^{くに}国の子どもも、
みんなおなじ子どもです。



せかいじゅうのおとなの人は、
あなたがしあわせにそだつように
がんばります。

じぶん
自分のいけんを
じゆうにいうことができます。



〈おうちの方へ〉

子どもだからというだけで、子どもの言いたいことを妨げるのではなく、じっくり聞いてあげてください。

じぶん^きの気持ちを、

じゆうにあらわせます。



〈おうちの方へ〉

子どもも自分の思いを、言葉や文章、絵や歌などで、自由に表現する権利があります。そのために必要な情報を自由に知ることもできます。

しかし、まわりの人を傷つけることや、迷惑になることはしないよう教えてください。

あなたのたいせつなひみつは、
まもられます。



〈おうちの方へ〉

子どもにも人に知られたい
ないことがあります。

また、人間としての誇りや
信用を傷つけられることが
あってはなりません。

しょうがいのある人も、ない人も、
みんなおなじにたいせつにされます。

〈おうちの方へ〉

障害のある人も、ない人も、みんなの中で、一人の人間として大切に
されなければなりません。

みんな同じように、学校でべんきょうすることが
できます。

また、本をよんだり、テレビを見たり、
友だちとあそんだり、いろいろなぎょうじにも
さんかできます。



〈おうちの方へ〉

子どもは、ゆっくり休む時間や自由に遊ぶ時間をもつことが大切で
す。

子どもは遊びを通して大きく成長します。

おのれをたゆむゆめをたゆむはつとちり同いんを
まひらぬまひらぬまひらぬまひらぬまひらぬまひらぬ

まひらぬまひらぬまひらぬまひらぬまひらぬまひらぬ
まひらぬまひらぬまひらぬまひらぬまひらぬまひらぬ

まひらぬまひらぬまひらぬまひらぬまひらぬまひらぬ
まひらぬまひらぬまひらぬまひらぬまひらぬまひらぬ

まひらぬまひらぬまひらぬまひらぬまひらぬまひらぬ
まひらぬまひらぬまひらぬまひらぬまひらぬまひらぬ

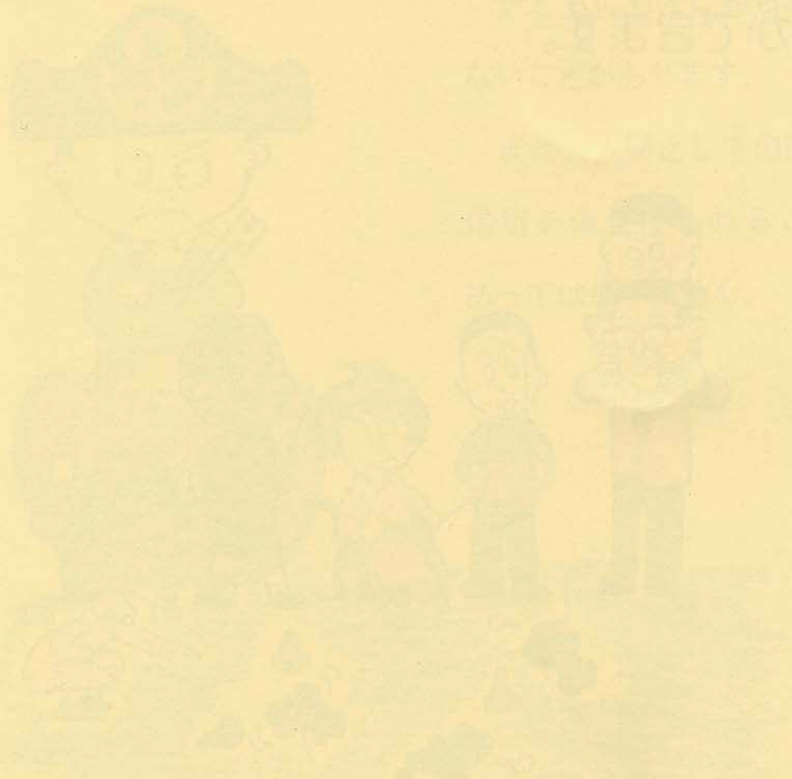
まひらぬまひらぬまひらぬまひらぬまひらぬまひらぬ
まひらぬまひらぬまひらぬまひらぬまひらぬまひらぬ

まひらぬまひらぬまひらぬまひらぬまひらぬまひらぬ
まひらぬまひらぬまひらぬまひらぬまひらぬまひらぬ

まひらぬまひらぬまひらぬまひらぬまひらぬまひらぬ
まひらぬまひらぬまひらぬまひらぬまひらぬまひらぬ

まひらぬまひらぬまひらぬまひらぬまひらぬまひらぬ
まひらぬまひらぬまひらぬまひらぬまひらぬまひらぬ

まひらぬまひらぬまひらぬまひらぬまひらぬまひらぬ
まひらぬまひらぬまひらぬまひらぬまひらぬまひらぬ



編集 筑波大学教授 下村 哲夫
執筆(文) 筑波大学教授 下村 哲夫
(絵) 津市立一身田中学校教諭
山本 佳弘
発行 三重県教育委員会
三重県津市広明町13番地
電話 059-224-2963
平成8年3月 初版